

老推発 0722 第 1 号
老指発 0722 第 1 号
老高発 0722 第 2 号
老振発 0722 第 2 号
老老発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて介護施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

記

- 1 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) 第 26 条等の介護保険法等の関係法令において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられているが、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考 1) 関係省令、通知

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) 第 26 条

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)

第四 運営に関する基準

25 非常災害対策

- (1) 基準省令第二十六条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
- (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

※ 他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

(参考 2) 点検対象施設・サービス

- ①広域型特別養護老人ホーム ②地域密着型特別養護老人ホーム③介護老人保健施設
- ④介護療養型医療施設 ⑤介護医療院 ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム
- ⑧有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)

- ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。） ⑪認知症対応型共同生活介護
- ⑫小規模多機能型居宅介護 ⑬看護小規模多機能型居宅介護 ⑭短期入所生活介護
- ⑮通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑰療養通所介護
- ⑱通所リハビリテーション（介護保険法第 71 条による居宅サービスに係る第 41 条第 1 項本文の指定を受けた事業所を含む。）
- ⑲認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号）や「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日老総発 0131 第 1 号、老高発 0131 第 1 号、老振発 0131 第 1 号、老老発 0131 第 1 号）、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 31 年 2 月 1 日老総発 0201 第 1 号、老高発 0201 第 1 号、老振発 0201 第 1 号、老老発 0201 第 3 号）等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、介護保険施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いする。

（具体的な項目例）

- ・介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制 等